

### 第1節 廃棄物対策の推進

#### 廃棄物対策の推進

#### 1 ごみゼロ社会づくりの推進

#### 1-1 一般廃棄物の発生と処理の状況

##### (1) ごみの近況

平成 20 (2008) 年度におけるごみの総排出量(注 1)は 711,464tで1人当りに換算すると 1,043 g/人・日(注 2)となっています。処理の内訳は図1-1-1のとおりであり、焼却処理が全体の約 60%を占め、埋立処理が全体の約 6%を占めています。なお、ごみのリサイクル率は 31.0%となっています。

ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の推移は図1-1-2のとおりであり、ここ数年は減少傾向となっています。

##### (2) し尿の状況

平成 20 (2008) 年度におけるくみ取りし尿(浄化槽汚泥を含む。以下同じ)の総量は 677,553kℓです。また処理の内訳は図1-1-3のとおりであり、し尿処理施設における処理が全体の約 98%を占めています。平成 19 年 2月からの海洋投入処分の禁止に伴い、海洋投入はなくなりました。くみ取りし尿の総量及び水洗化・非水洗化人口の推移は図1-1-4のとおりであり、くみ取りし尿の総量は減少傾向にありますが、平成 19 (2007) 年度は若干上昇しています。その一方で水洗化人口は増加していますが、水洗化人口割合 87.1%は、全国水準(平成 20 (2008) 年度全国平均:90.7%)に比べると低い水準となっています。

図 1-1-1 ごみ処理内訳 (平成20年度)

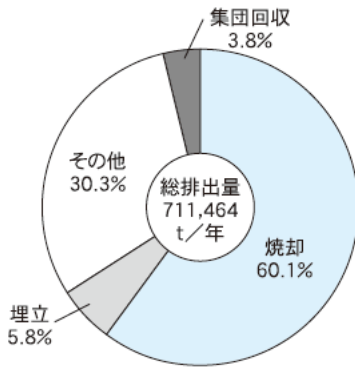


図 1-1-3 くみ取りし尿処理内訳 (平成20年度)

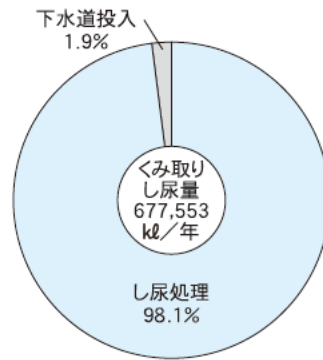


図 1-1-2 ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

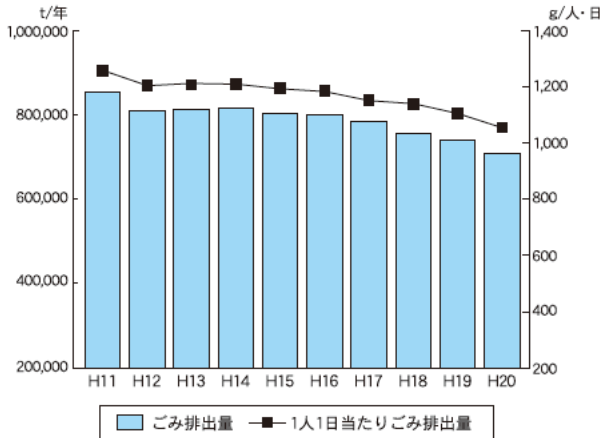
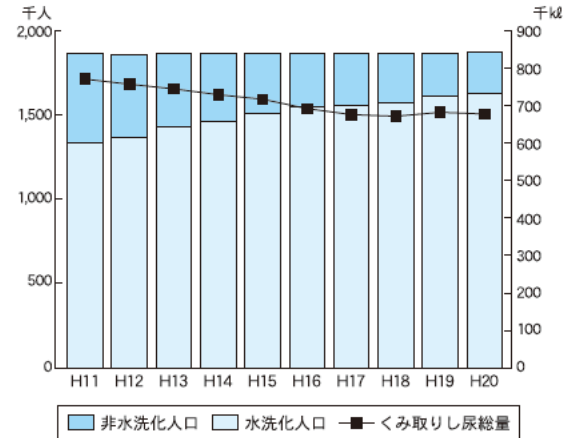


図 1-1-4 くみ取りし尿総量及び水洗化・非水洗化人口の推移



(注 1) 国におけるごみ総排出量の集計方法の見直しに合わせて、平成 17年度からごみ総排出量の集計方法を次のとおり見直すとともに、過去のデータも含め修正しています。

【平成 16年度まで】ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 自家処理量

【平成 17年度から】ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

(注 2) 平成 16年度までの集計方法による平成 20年度の実績は、1,004 g/人・日です。

### (3) リサイクルの状況

一般廃棄物のリサイクルについて、三重県における資源化率は近年、徐々に伸びており、平成20(2008)年度で28.2%(県内全市町のごみ資源化量192,837t/処理施設で行うごみ総排出量684,069t) 集団回収による資源化量(27,395t)を加えたリサイクル率でみると31.2%となっています。

また、平成9(1997)年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され平成12(2000)年4月から本格施行された「容器包装リサイクル法」に基づく県内市町の分別収集状況は表1-1-1のとおりです。

表1-1-1 容器包装分別収集実施市町村数及び収集量

品目	平成19(2007)年度		平成20(2008)年度		平成21(2009)年度	
	市町村数 (H19.4.1時点総数29)	収集量(t)	市町村数 (H20.4.1時点総数29)	収集量(t)	市町村数 (H21.4.1時点総数29)	収集量(t)
無色ガラスびん	28	4,979	28	4,777	29	4,633
茶色ガラスびん	28	4,979	28	4,720	29	4,686
その他ガラスびん	28	2,159	28	2,110	28	2,090
ペットボトル	29	3,478	29	3,348	29	3,169
スチール缶	29	6,380	29	4,910	28	3,944
アルミ缶	29	1,715	29	1,411	28	1,295
飲料用紙パック	25	315	25	227	27	190
その他プラスチック製容器包装	20	8,658	23	9,577	24	9,882
うち白色トレイ	12	80	12	81	15	78
その他紙製容器包装	9	623	9	498	12	383
段ボール	28	9,995	28	8,895	27	8,807

## 1-2 一般廃棄物の発生と処理の状況

県では「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」(平成15年(2003年)11月25日公表)に基づき、県民参画のもと、平成17年3月に「ごみゼロ社会実現プラン」を策定しました。このプランは20年後のごみゼロ社会実現に向け、多様な主体が協働していくための指針となるものです。

プランでは最終目標年度を平成37(2025)年度とし、廃棄物の減量・適正処理に関する数値目標を定め、この目標達成のために県民、事業者、市町、県それぞれが自己の責任と役割を自覚し、主体的にあるいは互いに連携、協働して取組を行うこととしています。

表1-1-2 ごみゼロプランの目標値  
(最終目標年度：平成37年度)

一般廃棄物  
(1)ごみの減量化  
①発生・排出抑制に関する目標

指標名	数値目標		
	短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
ごみ排出量削減率 (対2002年度実績)	家庭系ごみ 6% 事業系ごみ 5%	家庭系ごみ 13% 事業系ごみ 13%	家庭系ごみ 30% 事業系ごみ 30%

参考：2002年度実績→2025年度目標  
家庭系535千t→375千t  
事業系252千t→176千t

(表1-1-2つづき)

②資源の有効利用に関する目標

指標名	数値目標		
	短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
資源としての再利用率	21%	30%	50%

参考：2002年度実績→2025年度目標  
14.0% → 50%

③ごみの適正処分に関する目標

指標名	数値目標		
	短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
ごみの最終処分量	81,000 t (対2002年度約46%減)	76,000 t (対2002年度約50%減)	0 t

参考：2002年度実績→2025年度目標  
151,386 t → 0 t

(2)多様な主体の参画・協働

指標	現状値	数値目標		
		短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
④ものを大切に長く使おうとする県民の率	58.3%	80%	90%	100%
⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率	40.2%	60%	90%	100%
⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率	40.6%	60%	90%	100%
⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率	45.6%	60%	90%	100%

現状値：H19「ごみゼロ社会」をめざす県民アンケート調査結果より

### 1-3 ごみの減量化とリサイクルの推進

#### (1) 「ごみゼロ社会実現プラン」の推進

プランの具体的施策を効果的なものとするための実験的・実証的なモデル事業として、離島におけるごみ減量化を推進する「島内における資源循環モデル検討事業」効率的なごみ収集システムの構築をめざす「福祉・地域づくりと一体となったごみ収集システム等検討事業」事業者と連携してごみ減量の取組を推進する「複合的ごみ減量・リサイクル施策検討事業」に対して補助を行いました。

#### (2) ごみ減量化の促進

ごみゼロ社会の実現に向けた取組をより身近なものにするため、ごみゼロソングの歌詞を公募により製作したほか、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用し、啓発DVDの小学校への配布、コンビニエンスストアのダストBOXへの啓発シール貼付、駅看板の掲示、着ぐるみによる啓発などを実施し、PRに取り組みました。

#### (3) リサイクル製品の利用推進

三重県リサイクル製品利用推進条例にもとづきリサイクル製品の認定を進めるとともに、県の公共工事等における使用・購入に努めました。(平成22(2010)年3月末の製品認定数:102製品)

また、認定手続きにおける不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため、平成18(2006)年3月条例の改正を行いました。その後平成21(2009)年3月に条例を平成21(2009)年12月に規則を見直し、その運用により、認定リサイクル製品の品質・安全性の確保に努めました。

#### (4) 市町における分別収集の推進

容器包装リサイクル法に基づく市町の第5期分別収集計画(計画期間:平成20(2008)年度から24(2012)年度)の推進を行うとともに、第6期分別収集計画(平成23年(2011)年度から27(2015)年度)の策定支援を行いました。

#### (5) RDF化処理の安全性の確保

ごみ処理の広域化と未利用エネルギーの有効利用を図るごみのRDF(固形燃料)化について、製造施設の安全管理の指導に努めました。

表1-1-3 RDF化施設整備状況

市町等	規模	整備期間	稼働年度
紀北町 (旧海山町)	20t/日	9~10年度	11年度
香肌奥伊勢資源化 広域連合	44t/日	11~12年度	13年度
桑名広域清掃 事業組合	230t/日	11~14年度	14年度
伊賀市	135t/日	12~14年度	14年度
南牟婁清掃 施設組合	23t/日	12~14年度	14年度
志摩市	12t/日	13~14年度	14年度
紀北町 (旧紀伊長島町)	21t/日	13~14年度	14年度

### 1-4 一般廃棄物の適正処理の推進

#### (1) 一般廃棄物処理施設の状況

##### ア ごみ処理施設

平成20(2008)年度末におけるごみ処理施設は、1県11市4町5事務組合・広域連合に33施設(休廃止施設を除く)が設置されており、県全体の処理能力合計は2,984t/日です。

表1-1-4 ごみ処理施設数等(平成20年度)

施設種別	焼却処理施設ごみ			ごみ 燃料化 施設	合計
	全連続	准連続	バッチ		
施設数	10	1	15	7	33
処理能力 (t/日)	2,010	100	389	485	2,984

##### イ 粗大ごみ処理施設

平成20(2008)年度末における粗大ごみ処理施設は、7市1町3事務組合に14施設(休廃止施設を除く)が設置されており、県全体の処理能力合計は528t/日です。

表1-1-5 粗大ごみ処理施設数等(平成20年度)

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	計
施設数	11	0	3	14
処理能力(t/日)	484	0	44	528

##### ウ 埋立処分地施設

平成20(2008)年度末における埋立処分地施設は、12市6町3事務組合に39施設(残余容量のない施設を除く)が設置されており、埋立地面積858,856㎡、全体容量7,665,081m<sup>3</sup>です。残

余容量は1,857,559 m<sup>3</sup>となっており、その残余年数は、年間埋立量 101,238 m<sup>3</sup> から推定すると約 18.3 年分となっています。

表 1-1-6 埋立処分地施設数 (平成20年度)

施設種別	山間	平地	計
施設数	33	6	39
全体容量 (m <sup>3</sup> )	7,249,746	415,335	7,665,081
残余容量 (m <sup>3</sup> )	1,789,965	67,594	1,857,559

## (2) ごみの収集及び処理の状況

### ア 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町(事務組合を含む。)の直営または委託が 465,681 t/年と収集量全体の 75.5%を占め、残りの 151,101 t/年が許可業者となっています。

表 1-1-7 ごみの収集形態 (平成20年度)

区分	収集量	比率 (%)	
市町・組合による収集	直営	242,863 t/年	39.4
	委託	222,818 t/年	36.1
	小計	465,681 t/年	75.5
許可業者による収集	151,101 t/年	24.5	
合計	616,782 t/年		

### イ 処理形態

平成 20 (2008) 年度のごみ処理量は 685,053 t/年で、平成 19 (2007) 年度に比べて 39,862 t/年 (5.4%) 減少しています。ごみ処理の内訳は直接焼却が 427,307 t/年 (62.4%)、直接埋立が 41,095 t/年 (6.0%)、直接資源化が 61,640 t/年 (9.0%) などとなっています。

## (3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の 3R (リデュース、リユース、リサイクル) を推進するため、市町等が策定する循環型社会形成推進地域計画において、一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう助言等を行いました。

## 1-5 し尿処理体制の整備の推進

下水道等の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事

業の遂行がなされるよう、合理化学業について関係市町に対する助言を行いました。

## 2 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進

### 2-1 産業廃棄物の発生と処理の状況

県では、おおむね5年毎に産業廃棄物に関する実態調査を行っています。

平成 20 (2008) 年度の1年間に三重県内で排出された産業廃棄物は 7,014 千トンで、その処理状況の概要は図1-1-5のとおりとなっています。

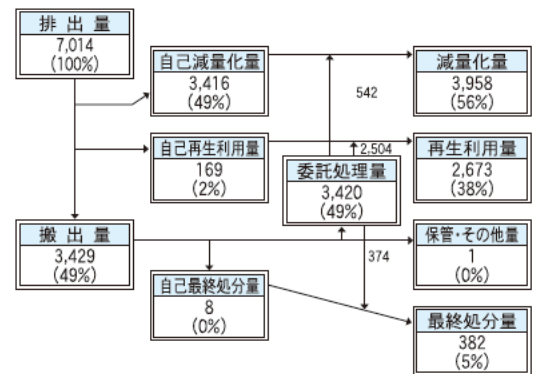
なお、鉱業と農業を含めた排出量は 9,577 千トンとなります。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は図1-1-6のとおりです。

不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図1-1-7のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は 20 件以内の間で推移しています。

なお、平成 21 (2009) 年の産業廃棄物の不法投棄に関する検挙件数は 10 件でした。

図 1-1-5 発生及び処理状況の概要 (平成20年度)



(単位: 千t/年)

(注) 千トン未満を四捨五入してあるため、総数と個々の合計とは一致しないものがあります。

図 1-1-6 最終処分場の残余容量の推移

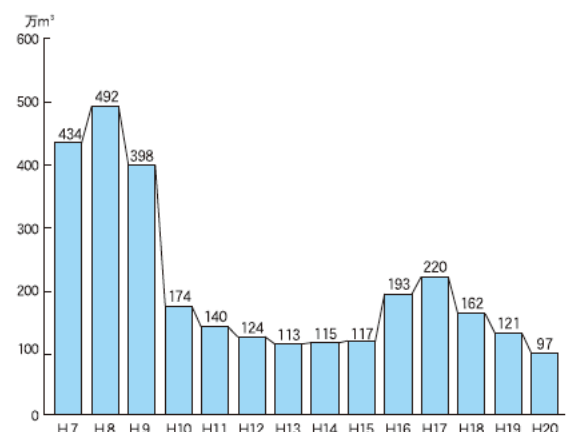


図1-1-7 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

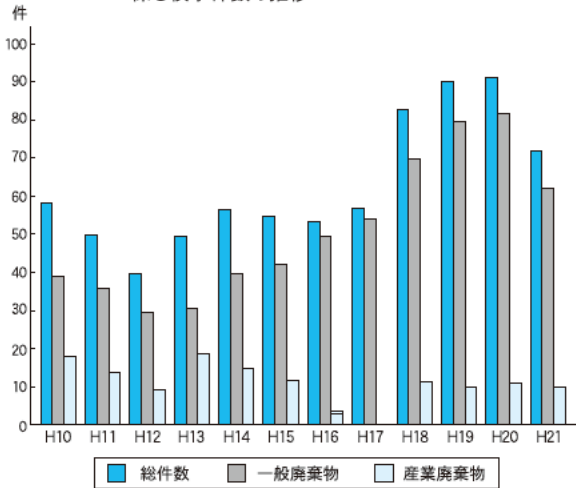
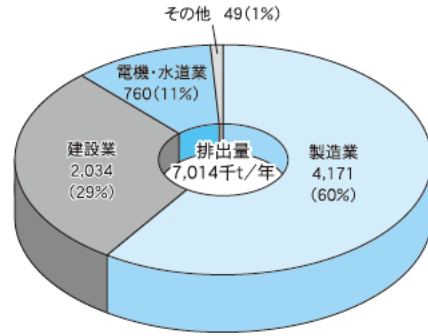


図1-1-9 業種別の排出量（平成20年度）

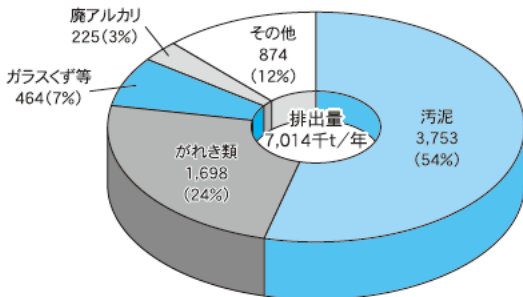


### (1) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥（54%）が最も多く、次いでがれき類（24%）となっており、この2種類で全体の78%を占めています。

なお、汚泥は排出される時点においては水分を含み多量ですが、脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されます。このため、搬出量で見るとがれき類が最も多くなります。

図1-1-8 種類別の排出量（平成20年度）



### (2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業（60%）が最も多く、次いで建設業（29%）、電気・水道業（11%）となっており、この3業種で全体の約99%を占めています。

なお、製造業から発生する産業廃棄物の6割を占める汚泥は、自己中間処理により大幅に減量されるため、搬出量（3,429 t）で見ると建設業が1,917tとなり最も多い業種となります。

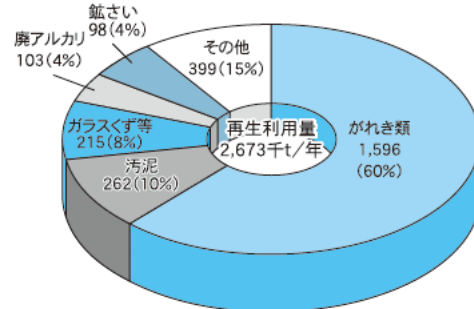
### (3) 種類別の再生利用の状況

再生利用量は2,673千トン/年となっており、総排出量の38%を占めています。

種類別にみると、がれき類（60%）が最も多く、以下、汚泥（10%）、ガラスくず等（8%）等となっています。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量157千トン/年、委託中間処理後再生利用量2,504千トン/年、自己未処理自己再生利用量12千トン/年に区分されます。

図1-1-10 種類別の再生利用量（平成20年度）



## 2-2 廃棄物処理計画の策定

三重県では、平成9（1997）年に「廃棄物総合対策」を策定し、一般廃棄物とともに産業廃棄物を通じた適正処理のための施策を推進してきました。

その後、平成12（2000）年の廃棄物処理法の改正で、都道府県は廃棄物の減量その他適正な処理を推進するため、「廃棄物処理計画」を定めることとされました。

このため、廃棄物を取り巻く実態なども踏まえて、

平成 16 (2004) 年3月に「三重県廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画では計画の目指す基本的な方向を次のとおり定めています。

- 1 環境経営の推進による社会基盤の充実
- 2 持続可能な資源循環の実現
- 3 安全・安心な廃棄物処理の確立

廃棄物処理計画の目標値

(目標年度:平成 22 年度)

産業廃棄物

・排出量 3,650 千t

(平成 12 年度 3,267 千tに対して増加を 12%に抑制)

・再生利用率 42% (平成 12 年度 35%)

・最終処分量 170 千t

(平成 12 年度 345 千tに対して半減)

## 2-3 産業廃棄物の減量化とリサイクルの推進

### (1) 企業及び排出事業者等への支援

産業廃棄物税を財源として、企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行っています。

なお、平成 19 (2007) 年度産業廃棄物の処理実績に基づく、平成 20 (2008) 年度の税収は約 1 億 6 千万円でした。

### (2) 環境保全型畜産の推進

地域と調和した畜産経営の健全な発展を図るための基礎調査として「畜産経営環境保全実態調査」を実施しました。

(3) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進  
公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環・処理系を形成することが求められています。

このため、三重県では建設副産物情報交換システムを活用し建設副産物の発生・利用状況を把握するとともに、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しました。

### (4) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建設資材廃棄物の分別と再資源化を促進するため、必要な情報提供を行い、再生資材の利用推進を図りました。

### (5) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入

グリーン購入を県内に普及させるため、平成 15 (2003) 年1月にその展開の母体となる企業、団体、行政機関によるネットワーク組織「みえ・グリーン購入倶楽部」を設立しました。(平成 22 (2010) 年 3 月末現在:参加組織数 102 うち企業環境ネットワーク・みえ会員 49)

「みえ・グリーン購入倶楽部」との協働による、セミナー等の開催を始め、東海三県一市(三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市)の行政とチェーンストアなど企業と連携して広域的なキャンペーンを展開しています。

(キャンペーン:平成 22 (2010) 年1月 16 日からの1ヶ月間、東海三県一市内 3,613 店舗 うち三重県内 545 店舗)

表 1-1-8 畜産経営環境保全実態調査 (畜産に起因する環境問題発生件数) (平成21年度)

(単位:戸数)

区分 畜産	畜産環境問題の種類								計
	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	水質汚濁 と 悪臭発生	水質汚濁 と 害虫発生	悪臭発生 と 害虫発生	水質汚濁 悪臭発生 害虫発生	その他	
豚	3	1	0	3	0	1	0	0	8
採卵鶏	1	5	2	1	0	4	0	0	13
ブロイラー	0	2	0	0	0	0	0	0	2
乳用牛	1	4	0	1	0	0	0	0	6
肉用牛	0	1	1	0	0	0	0	0	2
計	5	13	3	5	0	5	0	0	31

### (6) 下水道汚泥の有効利用

平成 21 (2009) 年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の 5 処理場を含めて 37 処理場があり、その汚泥発生量は、脱水ケーキベースで約 59.9 千/年です。このうち、95.6%にあたる 57.2 千/年をセメント原料、緑農地への利用等に有効利用しました。

### (7) 浄水場の汚泥の有効利用

平成 21 (2009) 年度に、企業庁の 10 浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥約 6,900m<sup>3</sup>のうち、約 5,700m<sup>3</sup>を園芸用培土(約 1,000m<sup>3</sup>)、グランド改良材(約 700m<sup>3</sup>)、路床材原料(約 4,000m<sup>3</sup>)として有効利用しました。

表 1-1-10 産業廃棄物処理施設の種別設置状況

・中間処理施設 (平成22年3月31日現在)

		種 類	設 置 数
中 間 処 理 施 設	中	汚泥の脱水施設	170
		汚泥の乾燥施設	17
		廃油の油水分離施設	9
		廃酸・廃アルカリの中和施設	3
	破 砕 施 設	廃プラスチック類の破砕施設	66
		木くず・がれき類の破砕施設	193
	小 計		259
	アスベスト等熔融施設		1
	焼 却 施 設	汚泥の焼却施設	19
		廃油の焼却施設	20
廃プラスチック類の焼却施設		26	
その他産廃の焼却施設		27	
小 計		92	
計		551	

注1) 設置数は複数の機能を持つ施設については、それぞれの項目で積算した延べ数です。(例：汚泥と廃油の焼却施設1基→汚泥の焼却施設1、廃油の焼却施設1)。

## 2-4 産業廃棄物の適正処理の推進

### (1) 産業廃棄物処理施設の状況

三重県における産業廃棄物処理施設は 551 施設あり、北勢地域に多く立地しており、処理種別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破砕施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて 36 施設となっています。

表 1-1-9 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況

(平成22年3月31日現在)

県 民 局 名	設 置 数	
	中間処理施設	最終処分場
桑 名	92	6 (2)
四 日 市 (四日市)	138	12 (8)
四 日 市 (鈴 鹿)	46	3 (3)
津	80	5 (3)
松 阪	42	4 (0)
伊 勢	41	1 (1)
伊 賀	76	5 (4)
尾 鷲	20	0 (0)
熊 野	16	0 (0)
計	551	36 (21)

注1) 最終処分場の ( ) 内は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

### (2) 環境保全型畜産の推進

家畜ふんは、堆肥化により有機質肥料、土壌改良材として有効利用できることから、堆肥の利用を拡大するため、調整・保管施設の整備を促進しました。

### (3) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

建設廃棄物の排出については、最終処分場の不足とも相まって、その処分が困難になっています。

このため、県や市町などの公共工事発注機関は発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図りました。

### (4) 産業廃棄物処理業者の優良性評価基準適合状況

三重県では、平成 18 年度から「産業廃棄物の処理業者の優良性判断に係る評価制度」を運用しています。この制度は、「遵法性」「情報公開性」「環境保全への取り組み」の3つの要件について、一定の基準を満たした処理業者を「優良性評価基準適合事業者」として認定するものです。

三重県における優良性評価基準適合事業者の状況は、表 1-1-13 のとおりです。

### (5) 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストは、産業廃棄物の排出事業者や処理業者にとって、廃棄物に係る情報管理の合理化及び情報の偽造防止が図られること、法令遵守の面で優れていること等のメリットがあり、その普及が強く求められています。

電子マニフェストシステムの利用には、排出事業者、

収集運搬業者、処分業者の3者全てが、システムに加入している必要があるため、関係団体に導入の働きかけを行い、電子マニフェストの普及率は約25%（平成20（2008）年度）になりました。

表1-1-11 補助事業による家畜ふん尿処理施設整備状況（平成21年度）

（単位：地域数）

事業名	総事業費(千円)	補助金(千円)	堆肥舎	発酵処理	乾燥処理	浄化処理	畜舎	その他	備考
コミュニティ畜産堆肥リサイクル	3,647	1,220	-	-		-		2	

表1-1-12 環境保全型畜産確立のための普及啓発活動

（単位：戸数）

事業名	内容	実施年月	概要
資源循環型畜産確立対策推進事業	環境保全型畜産確立対策資料の配付	平成22年3月	実態調査結果、処理技術等の資料

表1-1-13 産業廃棄物処理業者の優良性判断に係る評価基準適合事業者数

（平成22年3月31日現在）

許可区分	評価基準適合事業者数		
	県外事業者	県内事業者	計
産業廃棄物収集運搬業	24	8	32
産業廃棄物処分業	0	3	3
特別管理産業廃棄物収集運搬業	11	4	15
特別管理産業廃棄物処分業	0	1	1
計	35	16	51

表1-1-14 電子マニフェストシステム加入事業者数

平成22年3月31日

事業者区分	加入事業者数
排出事業者	923
収集運搬業者	158
処分業者	98
合計	1,179

その結果、平成20年度排出実績での適正管理計画書等の自主情報公開実施事業所数は662社となりました。

### (6) PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物を保管している者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によって毎年、県に対しての届出が義務付けられており、平成20（2008）年度には823事業場から届出がありました。

### (7) 自主情報公開の推進

産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルを推進するため、環境技術指導員を配置し、産業廃棄物の多量排出事業者等に対して、適正管理推進マニュアル及び自主情報公開ガイドラインに基づいた計画策定と自主的な情報公開を指導しました。

表1-1-15 PCB廃棄物保管届出状況（平成20年度届出分）

PCB廃棄物の種類	事業場数	数量	
高圧コンデンサ	633	6,220	台
低圧コンデンサ	74	9,772	台
高圧トランス	125	706	台
低圧トランス	11	54	台
柱上トランス	5	40,096	台
安定器	194	61,650	台
廃油	38	120	t
汚染布	16	3	t
その他機器	67	697	台
その他	32	34	t

※事業場数は種類・単位ごとにカウントしています。

※「安定器」は、主として事務用の蛍光灯に用いられていたものです。

※「その他機器」には、コイル、整流器、「その他」には、汚染汚泥、ノーカーボン紙などが含まれています。

※上記以外に、中部電力㈱が絶縁油を除去した柱上トランス32,908台を保管しています。

※廃油、汚染布、その他については1ℓ=1kgとして換算



### 2-5 廃棄物処理センターによる適正処理の推進

(財)三重県環境保全事業団が廃棄物処理センターの指定を受け、企業活動により生じる廃棄物や災害廃棄物を適正処理するための公的関与による管理型最終処分場の整備を進めます。また、中間処理施設として市町の焼却残さを広域的に処理している溶融処理事業については、平成21年度においても、一般廃棄物37,331t、産業廃棄物6,276tの適正な処理を行いました。

表1-1-16 廃棄物処理センターガス化溶融処理施設概要

項目		諸元
施設の種類の		ガス化溶融施設
処理対象廃棄物	一般廃棄物	焼却残さ等
	産業廃棄物	廃プラスチック類、燃え殻ダスト類等
施設規模		240t/日(80t×3系列)

表1-1-17 廃棄物に係る苦情発生件数

(平成17~21年度)

発生源年度	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	計
H17	36	—	232	268
H18	9	—	184	193
H19	1	—	250	251
H20	0	—	235	236
H21	0	0	217	217

表1-1-18 平成21年度における廃棄物に係る苦情発生内容  
(カッコ内は平成20年度)

発生源の施設の種類	苦情内容	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ昆虫	騒音	その他	合計
ごみ処理場		—	—	—	—	—	—	—
し尿処理場		—	(1)	—	—	—	—	(1)
産業廃棄物		91 (86)	17 (10)	14 (6)	1 (1)	3 (2)	91 (130)	217 (235)
計		91 (86)	17 (11)	14 (6)	1 (1)	3 (2)	91 (130)	217 (236)

### 3 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の是正・未然防止の推進

#### 3-1 不適正処理の未然防止

##### (1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自ら又は許可業者への委託により、適正に処理されていますが、一部の排出事業者や、無許可業者による不法投棄があとを絶ちません。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等で多く発生しています。

なお、三重県における平成21(2009)年の産業廃棄物の不法投棄の検挙件数は10件となっています。

##### (2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物にかかる苦情発生状況は、表1-1-17及び表1-1-18に示すとおりであり、苦情の内容については、野外焼却行為をはじめとする大気汚染に関するものや不法投棄等の不適正処理行為をはじめとするその他に関するものが多くなっています。

##### (3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

平成21(2009)年度の廃棄物処理施設等への立入検査の実施状況は表1-1-19に示すとおりであり、違反発見件数は1,420件で、前年度より減少しました。そのうち産業廃棄物の処理業者や排出事業者による件数は1,103件であり、その違反内容は、保管基準違反、処理基準違反、野外焼却行為、不法投棄行為の順となっています。

表1-1-19 平成21年度の立入検査実施状況

(カッコ内は平成20年度)

検査対象	立入検査件数	違反発生件数	措置					その他口答等
			改善命令	取消命令	始末書提出	告発	文書指導	
一般廃棄物処理施設	69 (81)	4 (11)	0 (-)	0 (-)	2 (-)	0 (-)	2 (1)	1 (10)
産業廃棄物排出事業所	1,351 (1,601)	604 (711)	2 (1)	0 (-)	6 (10)	0 (-)	11 (18)	600 (701)
産業廃棄物処理業者	2,158 (1,874)	499 (543)	0 (2)	4 (2)	6 (3)	2 (-)	20 (20)	492 (531)
その他	1,167 (1,095)	313 (425)	0 (-)	0 (-)	2 (1)	0 (4)	23 (21)	313 (421)
計	4,745 (4,651)	1,420 (1,690)	2 (3)	4 (2)	16 (14)	2 (4)	56 (60)	1,406 (1,663)

欠格要件(他府県の取り消し等)の許可取消は、含めていない。

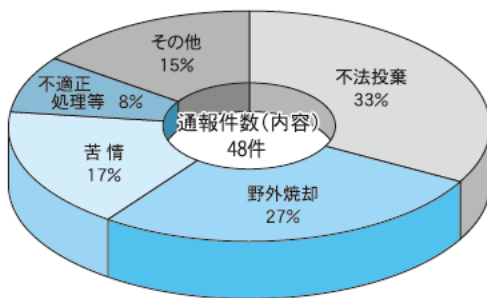
#### (4) 監視・指導の強化

ア 廃棄物の不法投棄などの不適正処理を防止するため、排出事業者、処理業者への立ち入り検査及び監視、指導を強化しました。また、不法投棄が予想される箇所等に監視カメラを設置し監視をしました。

イ 不適正処理の早期発見、早期解決を図るため、廃棄物ダイヤル110番に加え、廃棄物FAX110番を開設しており、不法投棄等の通報を受け付けています。また、森林組合に加えて、平成21年度からは、民間2事業所と協定を締結して、廃棄物の不法投棄等の情報提供を受け付けています。

なお、平成21(2009)年度の廃棄物ダイヤル110番への通報内訳は図1-1-11のとおりであり、通報件数は48件で、野外焼却、不法投棄に関するものが60%を占めています。

図1-1-11 廃棄物ダイヤル110番通報内訳  
(平成21年4月～平成22年3月)



ウ 排出事業者、処理業者に対して、法令の遵守や施設の維持管理の改善の指導を行うとともに、産業廃棄物の発生から処理処分に至るまでの移動管理を行うマニフェストの作成・保管の徹底を指導しました。

エ 県境付近で岐阜県滋賀県との合同によるほか、愛知、岐阜、三重、名古屋市の三県一市でも産業廃棄物運搬車両の合同路上検査を実施し、廃棄物の積載状況、搬入先等を確認するとともに、廃棄物の適正処理について指導、啓発を行いました。

### 3-2 過去の不法投棄等の是正措置

過去に行われた産業廃棄物の不法投棄など不適正処理事案のうち、長期間放置され、撤去・改善の見込みがない事案について、「県民しあわせプラン」における重点プログラムの一つとして、平成16～18(2004～2006)年度に「安全性確認調査」を実施しました。

このうち、平成16～18(2004～2006)年度に調査を実施した四日市市大矢知・平津町の事案については、有害物質の拡散等のおそれがあることから、原因者に対し覆土や雨水排水対策等を講じるよう、措置命令を行いました。

また、平成17(2005)年度に措置命令を行った四日市市内山町地内の最終処分場等の不適正処理事案については、原因者が措置を講じる見込みがないため、平成19(2007)年2月16日、硫化水素ガス対策の行政代執行に着手しました。

さらに、平成18(2006)年度に措置命令を行った鈴鹿市稲生町の事案についても、原因者が措置を講じる見込みがないため、平成21年度に国等の支援のもと、廃棄物層内の燻焼状態を解消するための覆土本体工事を完了しました。施工後は、温度管理等により燻焼状態を監視するとともに、燻焼状態解消の判断基準を検討していきます。

なお、平成16(2004)年度に調査を実施した津市美杉町(調査当時は美杉村)の事案、及び平成17(2005)年度に調査を実施した鈴鹿市国分町の事案については、津市及び鈴鹿市が自主的に実施する環境改善の取組について、県が支援しました。

また、桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄事案については、生活環境保全上の支障を除去するため、平成13(2001)年6月8日、行政代執行に着手し、地下水浄化等、環境汚染の修復を行ってきた結果、平成19年度末までに目標レベルまでの地下水浄化を達成したところですが、平成21年11月30日に環境基準に追加された14-シオキサンによる地下水汚染が新たに判明し、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあることから、改めて国の支援を得て行政代執行による支障除去を進めていきます。